

(第2回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 29年 6月 7日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市西区阿波座1-3-15
業務の名称	阪神高速道路における交通安全対策検討業務(平成27年度)
業務場所	阪神高速道路全線
業務種別	(その他)
業務概要	交通安全対策第3次アクションプログラムは想定よりも策定が遅れ、内容の対策、検討を行うため業務期間の延長をする。
業務期間(自)	平成 27年 11月 18日
業務期間(至)	平成 29年 9月 29日
契約金額	87,890,400 円
変更金額	0 円
変更後の契約金額	87,890,400 円
変更理由	別紙のとおり

金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路における交通安全対策検討業務（平成27年度）第2回変更

本業務は、阪神高速道路における事故発生状況および安全対策を継続的に分析・整理・蓄積し、継続的な交通安全水準の向上を図ることを目的とした業務であり、「交通安全対策アクションプラン（案）」の作成、およびそれらに必要な分析等を実施するものある。

当初計画ではアクションプログラムの策定を受け、優先対策箇所について、事故分析のうえ、分合流や追突等の事故形態別に対策の検討を行うこととしていた（当初計画書「4 - 3 交通安全対策の検討」等）。

しかし交通安全対策第3次アクションプログラムは想定よりも策定が遅れ、この後、アクションプログラムの内容を受けて、対策の検討を行うため、本業務の業務期間を約3ヶ月延期するものである。

業務期間を平成29年9月29日まで延期する。